

## 議案第19号

### 財産を無償で貸し付けること（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場用地及び施設）について の議決の一部変更について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについての議決（令和4年6月21日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
2	相手方	鳥取市千代水三丁目130番地 株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステイション	2	相手方	鳥取市千代水三丁目88番地 株式会社鳥取砂丘ムーンパーク

<p>3 貸付期間 令和5年8月1日から令和15年7月31日まで</p> <p>4 理 由 鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化を目的とした「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」により、鳥取砂丘西側エリアに県及び鳥取市が所有する3施設（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場、旧鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家、旧柳茶屋キャンプ場）を一体的に活用したキャンプ場運営事業を行うため、同事業を行う株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーションに対して、土地及び施設を無償で貸し付けようとするものである。</p>	<p>3 貸付期間 令和4年9月1日から令和14年8月31日まで</p> <p>4 理 由 鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化を目的とした「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」により、鳥取砂丘西側エリアに県及び鳥取市が所有する3施設（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場、鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家、柳茶屋キャンプ場）を一体的に活用したキャンプ場運営事業を行うため、同事業を行う株式会社鳥取砂丘ムーンパークに対して、土地及び施設を無償で貸し付けようとするものである。</p>
---	--